

# 重要

令和7年4月8日

保護者様

伊予市立下灘小学校  
校長 城戸 隆之

## 警報発令時及び大地震発生時における児童の登下校について

陽春の候、皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。日ごろから本校教育に対し、御理解と御協力をいただき、心からお礼申し上げます。

さて、標記の件について、「伊予市」に関する情報を基準とし、お子様の安全を考慮して、下記のように対応いたしますので、文書の内容を御確認のうえ、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

つきましては、本文書を見えやすい場所に貼っておくなど、大切に保管していただき、適切に対応していただきますようお願いいたします。

### 記

裏面に下記の表を分かりやすく流れ図にしたものがありますので、参考にしてください。

<p>伊予市に 「暴風警報」 「大雨警報」 「洪水警報」 「大雪警報」 「暴風雪警報」 「波浪警報」 「高潮警報」 もしくは 「特別警報」 が発令された場合</p>	<p>1 <b>午前7時の時点で、左記の警報のうち、一つでも発令されている場合、臨時休業とする。</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>※ 臨時休業となった場合、<u>翌日の計画帳を書いていないときのみ</u>、8:00～8:10ころ、<u>時間割をマチコミメールでお知らせします。</u> 臨時休業が予想され、<u>翌日の計画帳も書いているときは</u>、臨時休業となった場合も<u>連絡はいたしません</u>ので、7:00の天気情報をよく御確認ください。</p></div> <p>2 児童が<b>在校中に警報が発令</b>された場合は、<b>状況を見ながら、教職員が引率するなどの安全な方で下校</b>させます。風雨等が激しく、<b>集団下校が難しい場合は、学校から家庭に連絡し、引き渡しを行います。</b></p>
<p>伊予市に <b>震度5強以上の地震が発生した場合</b></p>	<p>1 <b>登校前に、震度5強以上の地震が発生した場合は、学校から連絡があるまで自宅待機とします。</b></p> <p>2 児童が<b>在校中に震度5強以上の地震が発生した場合は、学校から連絡がなくても、保護者は状況を判断した上で迎えに来ることを原則とします。</b>迎えに来ていただいた方から、<b>順次引き渡しを行います。震度5弱以下の場合は、学校から連絡があったときのみ、引き渡しを行います。</b></p>
<p>その他の場合</p>	<p>1 市の水防本部から通行禁止の指示・命令が出た場合は、その地域は、登校させないでください。</p> <p>2 市の水防本部から避難命令が出た場合、その地域は登校させないでください。</p> <p>3 通学路で土砂崩れがあったり、河川の増水があったりして、危険と思われるときは、保護者の判断により、登校を見合わせてください。ただし、保護者は、その旨を学校に連絡するようお願いいたします。</p>

(注1) **伊予市に対して発令されている警報にのみ御注意いただき**、上記に従ってください。

(注2) 警報が発令中か否かは、テレビ (NHK)、ラジオ等の天気予報で御確認ください。

「愛媛県防災メール」(<http://www.taisakuhonbu.com/bousaimail/ehimepref/>) や、伊予市の情報がすぐ分かる「**いよし安全・安心メール**」への登録も便利です。**希望される方は、「いよし安全・安心メール」で検索し、手順に従って登録をお願いします。**

(注3) 警報発令等に関する学校への問い合わせは、電話回線が限られていることから、重要な緊急連絡の妨げとなりますので、できるだけ控えるよう御協力をお願いします。対応の内容を変更する場合は、改めて学校から御連絡します。